件 名	愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	行政システム改革課
	(医療対策室 薬務衛生課 子育て支援課)
根拠法令等	薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律による薬事法の一
	部改正(14年7月31日公布 17年4月1日ほか施行)
	児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令(16年12月24日公布 17年1月1日施行)

【改正の概要】

1 新たに市に移譲する事務(児童福祉法関係)

職業指導里親認定の申請の受理及び申請書の送付に関する事務等

(里親の認定等に関する省令の改正により里親認定に加えて新たに事務が追加されたため。)

2 新たに保健所設置市(松山市)に移譲する事務(薬事法関係)

薬局開設の許可に関する事務等

薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業の許可に関する事務等

3 廃止する事務(児童福祉法関係)

保護受託者になることを希望する旨の申出の受理及び申出書の送付に関する事務 (児童福祉法の改正による保護受託者制度の廃止のため。)

4 知事に留保している事務の規定整備(医療法関係)

2以上の市町の区域において施設を開設する医療法人に係る事務に附帯施設を追加する。

施行日

平成 17 年4月1日。ただし、里親制度に係る規定及び医療法人に係る規定は公布日施行

【その他参考事項】

1 保護受託者制度の廃止及び里親制度の改正

(改正) 一定の要件を満たす里親が職業指導里親として養育と併せて職業指導を行えることになった。

- 2 薬事法に関するもの(主な事務)
 - 薬局開設の許可及び更新
 - 薬局に係る変更届の受理
 - ・ 取扱い処方せん数の届出の受理
 - 薬局製造販売医薬品の製造業の許可及び更新
- 3 医療法人に関するもの
 - ・ 医療法人の本来業務に係る施設.......病院・診療所又は介護老人保健施設
 - ・ 本来業務に支障のない限り開設できる附帯施設........ 訪問看護ステーション、ケアハウス等 現時点において、本来業務に係る施設のある市町の区域以外に附帯施設を開設している医療法人 はない。